

議会基本条例制定委員会の報告書が可決され、議員発議により議員手作りによる条例案が提出され、賛成全員で可決されました。

## 議会基本条例制定委員会報告書(抜粋)

### 審査の内容

議会基本条例制定委員会は、平成27年3月12日に議会で可決された議会基本条例検討委員会報告書の基本方針に基づき、平成28年6月3日に設置された特別委員会で、必要最小限の規定を骨格とした条例及び地方自治法第96条第2項の規定による議決権の拡大を目指し、条例の作成作業を進めました。

条例作成に当たり、委員会を11回開催し、他の市町村の条例の調査・比較、必要に応じて政策推進課長、総務課長、福祉課長、子育て健康課長、まちづくり課長及び職員出席のもと、意見を聞き条例素案を作成し、平成29年12月1日から27日まで、条例素案に対する意見公募を実施し、議会全員協議会に協

議をしながら、素案に修正を加えた条例案を作成しました。

自治体議会改革フォーラムが公表した市町村の議会基本条例の制定状況(平成29年7月現在)は、市議会461団体(59.8%)、町村議会287団体(31.0%)となっており、各議会等の意識改革も進み、年々議会基本条例を制定する団体が増加しています。

本町議会においても、町の発展と町民福祉の向上を目指し、議会及び議員がその役割を適切に果たすことができるよう、議会の透明性と公平性を確保し、町民が期待と信頼をもてる議会活動を進めるため、議会の最高規範として早急に条例を制定する必要があると判断しました。

## 松田町議会基本条例

松田町議会が目指すもの

松田町議会(以下「議会」という。)は、地方自治法(昭和22年法律第67号)の下、松田町民(以下「町民」という。)による直接選挙で選出された議員(以下「議員」という。)によって構成される。

議会は、二元代表制の片翼を担う機関であり町民福祉の向上を目指すため、町長その他執行機関(以下「町長等」という。)を監視・評価し政策提言を行い、町民参加を保障し、議員個々の資質の向上を図っていかなければならない。

また、町長等との持続的な緊張関係を保ち、議会の透明性と公平性を確保し、町民が期待と信頼もてる議会活動を進めるために、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、「開かれた議会」、「行動する議会」を基本に議会及び議員活動の活発化を目指し、議会運営や議会・議員の活動内容の明確化を図ることを目的とする。

(最高規範)

第2条 この条例は、議会運営における最高規範であり、議会の条例・規程等を設置する場合は、この条例を遵守しなければならない。

(議会の責務)

第3条 議会は、議決機関として町長から提出される予算・決算・政策の監視と評価を行う責務があることを自覚し、日々の調査研究を通じて政策立案・提言を行うものとする。

(議会の活動)

第4条 議会は、透明性・公平性を基とし、町民に常に開かれた議会を目指し、町民参加と町民からの意見・提言を受け、議会報告会・意見交換会等を行い、広報広聴活動を重視するものとする。

(議会の議決事項)

第5条 地方自治法第96条第2項に規定する議決事項については、町政における重要な計画等に議会としての参画と責任を果たすために、次のとおり定める。

(1) 総合計画基本構想、基本計画

(2) その他議会が議決を必要と判断した事項

(議員の活動)

第6条 議員は、議会が言論の府であり合意形成の場であるため、議員間討議を重視し常に研鑽に努め、自由意思を重んじ政策の提起をできるよう、心がけなければならない。

(議会と町民との関係)

第7条 議会は、議員活動・審議内容等、常に町民に明らかにするため、報道機関・情報伝達等を活用し、町民に対する説明責任を負うものとする。

(陳情・請願権の保障)

第8条 町民等からの陳情・請願権を保障し、参考人として議会の本会議・委員会等において、その趣旨を聴取する機会を設けることができる。

(議会と町長等との関係)

第9条 議会の本会議・委員会等での町長等との質疑については、論点を明確化し議会の監視機能強化と、政策・提言の向上に努めなければならない。

(災害時の対応)

第10条 議員は、災害が発生した場合、議会機能を維持し迅速な対応をとり、町民の生命と財産を守るために、町長等及び町民とともに災害時の活動に努めなければならない。

(見直し手続)

第11条 議会は、この条例の改正が必要になった場合、必要な措置を講じなければならない。

附 則

この条例は、平成30年10月1日から施行する。